

平成29年第4回

# 長万部町議会定例会会議録

平成29年12月12日 開会

平成29年12月15日 閉会

長 万 部 町 議 会

# 目 次

平成29年12月12日（火曜日）第1号

○招集年月日	-----	1 頁
○招集の場所	-----	1 頁
○開 議 日 時	-----	1 頁
○応 招 議 員	-----	1 頁
○不応招議員	-----	1 頁
○出席議員	-----	1 頁
○欠 席 議 員	-----	1 頁
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○議 事 日 程	-----	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	-----	3 頁
○諸般の報告	-----	3 頁
○会議録署名議員の指名	-----	3 頁
○会期の決定	-----	3 頁
○町長行政報告	-----	4 頁
○議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	-----	9 頁
○議案第2号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	-----	10頁
○議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	-----	11頁
○議案第4号 長万部町火葬場設置条例の一部を改正する条例	-----	13頁
○議案第5号 平成29年度長万部町一般会計補正予算（第9号）	-----	13頁
○議案第6号 平成29年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	-----	18頁
○議案第7号 平成29年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）	-----	19頁
○議案第8号 平成29年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	-----	20頁
○議案第9号 平成29年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）	-----	21頁
○議案第10号 平成29年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）	-----	22頁
○議案第11号 平成29年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）	-----	23頁
○休会の決定	-----	24頁
○散 会 宣 告	-----	24頁

# 平成29年第4回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 平成29年12月12日（火）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 平成29年12月12日（火） 午前10時00分

## ◎応招議員（10名）

1番	北川佳嗣	6番	大谷敏弥
2番	長崎厚	7番	村川毅
3番	辻紀樹	8番	角健
4番	高森功治	9番	柏倉恵里子
5番	橋本收司	10番	辻義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

## ◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木幡正志	水道ガス課長	佐藤剛
副町長	佐々木伸也	出納室長	小川洋
総務課長	本前武広	消防長	佐藤英代
まちづくり新幹線課長	加藤慶一	病院事務長	田辺知行
まちづくり新幹線課参事	寺島進一	教育長	近藤英隆
税務課長	中森恵	教育次長	岡野喜美雄
町民課長	中里博也	教育委員会事務局参事	佐藤修
保健福祉課長	豊嶋慎一	選挙管理委員会事務局書記長	本前武広
産業振興課長	中山裕幸	監査事務局長	岡部忠
産業振興課参事	中田信樹	農業委員会事務局長	中山裕幸
建設課長	神野隆之	農業委員会事務局次長	中田信樹

## ◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	岡部忠
議事係長	増田理恵
議事係	岡田幸

---

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町長行政報告
日程第4	議案第1号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第2号	町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第3号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第4号	長万部町火葬場設置条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第5号	平成29年度長万部町一般会計補正予算（第9号）
日程第9	議案第6号	平成29年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第7号	平成29年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第8号	平成29年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第9号	平成29年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第10号	平成29年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第11号	平成29年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）

---

---

## ◎開会・開議宣告・議事日程

---

### 10時00分 開会

○議長（辻義雄） ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回長万部町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ◎諸般の報告

---

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

岡部事務局長。

○議会事務局長（岡部忠） 諸般の報告をいたします。

監査委員から10月分の出納検査報告書および定期監査報告書が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。

次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長その他執行機関およびそれぞれ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

---

## ◎会議録署名議員の指名

---

○議長（辻義雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番北川議員、8番角議員を指名いたします。

---

## ◎会期の決定

---

○議長（辻義雄） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

高森議員。

○議員（4番 高森功治） ただいま議題となりました、会期の件についてご提案申し上げます。

12月8日開催の議会運営委員会において、本定例会に付議する議案の件数、同年同期の審議状況を十分勘案して審議の結果、本日から15日までの4日間をもって十分審議できるものと委員全員の意見の一致をみましましたので、議長においてそのように決定されるようお取り計らい願います。  
以上であります。

○議長（辻義雄） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長の高森議員より、12月8日開催の議会運営委員会での審議経過の報告があり、審議の結果本定例会の会期は、本日から15日までの4日間が適当であるとの発言がありましたが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は本日から15日までの4日間と決定いたしました。

---

## ◎町長行政報告

---

○議長（辻義雄） 日程第3、町長より行政報告がありますのでこれを許します。

木幡町長。

〔町長(木幡正志)登壇〕

○町長（木幡正志） 第4回町議会定例会の開催にあたり、日頃からの町政運営に対する議員各位のご協力に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。地方財政は引き続き厳しい状況であります、計画した各種施策や事業等は、みなさんのご理解とご協力のもと、順調に進めさせていただいております。引き続き本年度の残された行政課題の解決に努めてまいりますので、一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます、行政報告に移らせていただきます。

はじめに、防災関係について申し上げます。本年度より実施しております、防災行政情報伝達システム整備事業につきましては、9月26日に各システム取扱業者によるプレゼンテーションを実施し、本町に適したシステムとして、60メガヘルツ防災行政無線および280メガヘルツデジタル同報無線の2方式に絞り込んだところであります。災害発生時の迅速かつ正確な情報伝達手段の確保は、本町における喫緊の課題であることから、引き続き早期のシステム構築に向けた取り組みを進めてまいります。また、東日本大震災をはじめとする近年の災害の教訓を踏まえ、改訂を進めております地域防災計画については、この度改訂案を作成したことから、長万部町防災会議に提案し、会議での意見等を検討、反映したうえで、年度末までに完成の予定となっております。

防災訓練関係では、10月14日に福祉センターにて、防災リーダー育成を目的とした「地域防災マスター認定研修会」が北海道により開催され、町内会の役員や消防団員など、町内外から63人の参加をいただきました。11月1日には静狩地区において、風水害等の自然災害や土砂災害防止法をテーマとした講話を行い、20人の町民の方々に参加いただいております。これらの訓練を通じ、災害から命を守るためには、町による災害対策である「公助」以上に、町民一人ひとりの災害に対する知識や備えである「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守るという「共助」の必要性・重要性について、再認識いただいたところであります。今後も防災啓発活動や地域の特性に合わせた自主的な防災訓練実施に向けた働きかけなど、住民の安全・安心を守るためのまちづくりを進めてまいります。

次に、公有財産の処分について申し上げます。本町が所有する有価証券のうち、函館空港ビルディング株式会社株券につきましては「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」に基づき、函館空港の運営が民間委託となることから、全株券を譲渡することとなりました。昭和45年に600株を購入した当該株券の売却収入につきましては、今後所定の手続を踏んだ後、平成31年度の予算で計上する予定となっております。

次に、東京理科大学関係について申し上げます。今年度は、10月30日に東京理科大学理工学部の創立50周年を記念して、野田キャンパスにおいて開催された「東京理科大学ホームカミングデー2017・イン・野田」では、ふるさと納税のパフレット配布のほか、ふるさと納税の返礼品のPRとして、ホッキのバター焼きとジンギスカンの提供など、ふるさと納税拡大のPR活動を実施いたしました。台風による雨の中ではありますが、いずれも完食となる人気となりました。

また、理科大との連携によるアグリビジネス事業につきましては、高糖度トマトの栽培ハウスを

含めた設置工事の地鎮祭が、理科大の旧デッキ跡地において、一般社団法人北海道おしゃまんべの主催により執り行われました。現在、本年度計画されているハウス1棟と関連工事は12月末の完成・生産開始を目指して施工されているところであります。引き続き本事業の成功に向け、理科大と連携し取り組んでまいります。

次に、移動町長室について申し上げます。町政について町民の方々と自由に意見を交換し、より住み良いまちづくりを進めるため「移動町長室」を10月10日から町内4会場で開催いたしました。今回の移動町長室には、延べ70人の方々が出席され、災害など緊急時の情報伝達に関する課題や防災訓練での対応など、災害対策全般についてや、新幹線建設工事に関すること、ふるさと納税の拡大や理科大アグリ事業への期待、空き家対策、町立病院での課題改善など広範囲な分野において、多くのご意見・ご要望をいただきました。これらの貴重なご意見・ご要望を今後の町政運営に活かしてまいります。

次に、まちづくりアクションプランについて申し上げます。現在、長万部まちづくり推進会議では、13年後の新幹線開業を見据え、官民が一体となって取り組むため、アクションプラン策定に向けた活動を展開しております。これまで、本町通の整備やまちの駅の方向性について議論を重ねるとともに、10月には道の駅視察、11月には黒松内町・豊浦町との合同によるモニターツアーを実施したところであります。来年3月の策定に向けましては、おしゃまんべマルシェといった地域資源の発掘作業も並行させながら、より実効性の高いプランとなるよう、着実に取り組んでまいります。

次に、葬斎場改修関係について申し上げます。葬斎場改修工事の関係につきましては、町民の方々に大変ご不便をおかけしておりますが、12月から火葬炉設置工事に入り、お陰様で順調に平成30年3月竣工の予定で進捗しております。つきましては、施設更新に伴って火葬場使用料見直しのための条例改正案および施設備品等の購入費用にかかる補正予算を本定例会へ提案いたしております。

次に、生活環境関係について申し上げます。今年度4月から10月までの渡島廃棄物処理広域連合の焼却施設に排出した長万部町の可燃ごみの量は約1,062トンで、前年度同期と比較し、約9トン増加しております。また、ごみの減量化の一環として実施しております衣類の無料回収は、役場窓口での随時受付と3回の巡回地域回収を実施し、今年度は10月末で838kgの衣類を回収いたしました。廃食用油は、今年度も役場・福祉センター・各会館のごみステーションに無料回収ボックスを設置して、現在までに705リットルを回収しており、使用済小型家電についても、同じく役場庁舎内の無料回収ボックスで、910kgを回収しております。町民のみなさんには、今後ともごみの減量化やリサイクルへのご協力をお願いいたします。

次に、海岸流木処理について申し上げます。本年9月の台風18号による大雨のため、字旭浜の海岸に多くの流木等が漂着し、漁業被害等が発生いたしました。今後は漂着流木の海上流出等による漁業被害が懸念されることから、12月25日を工期として海岸流木処理業務を施工中であります。

次に、町民の健康増進について申し上げます。健康づくりの推進につきましては、特定健診やがん検診といった各種検診を実施しており、受診率向上のため無料クーポン券の配布や、対象者への電話勧奨等を積極的に行っております。次の特定健診・がん検診は2月に実施する予定でありますので、積極的な受診をお願いいたします。

園児や生徒を対象とした健康教室では、10月に幼稚園で食育教室を実施しました。栄養士によ

る野菜の栄養についての講話と、園児が育てた野菜を使った調理実習を実施し、栄養に関する理解を深めました。また、中学生に赤ちゃん講座を、高校3年生に育児体験教室を実施しました。教室では赤ちゃんとそのお母さんにインタビューをしたり、赤ちゃんとふれあい、命の大切さを学んでいただきました。

次に、インフルエンザ等の予防について申し上げます。高齢者インフルエンザ予防接種は、11月末現在818人から申請がありました。インフルエンザ流行の時期でもありますことから、うがいや手洗い、手指消毒、外出時のマスク着用等の励行を促し、予防の徹底を図ってまいります。このほかノロウイルスやロタウイルスによる感染症にも備え、うがいや手洗い等の励行を勧めてまいります。

次に、高齢者福祉関係について申し上げます。地域敬老会は、8月29日を皮切りに26地域23会場で実施され、対象者1,245人に対し580人の出席をいただき、出席率は46.6%となりました。各会場とも、町内会等のみなさんによる特色ある料理の提供や趣向を凝らした催しなどにより、出席された方々から大変喜ばれておりました。町内会等のみなさんにはご苦勞をおかけしますが、高齢者の集まる場のひとつとして継続されることをお願いいたします。

10月26日には福祉センターにおいて、日頃の運動不足解消と会員の協調、親睦の輪を広げることを目的に、老人クラブ運動会が12クラブ103人の参加で開催されました。

今年も長寿のお祝いと社会貢献へのお礼をこめて、9月11日から13日までと15日から18日までの計7日間、老人福祉センターを無料開放したところ299人が利用されました。さらに、町内にある公衆浴場についても助成を行い、無料開放を実施したところ615人が利用されました。

次に、冬期福祉給付金(福祉灯油)について申し上げます。

本格的な冬に向かい、灯油料金、電気料金の高止まりもあることから、高齢者や障がい者等で低所得の状況にある方に灯油購入費等の一部を助成し、冬期間の増嵩経費に対する経済支援として、前年度と同様に冬期福祉給付金事業を実施するため、本定例会に補正予算を提案いたしております。

次に、児童福祉関係について申し上げます。本年度から町内の民間保育所、幼稚園に対象を拡大した就学前第2子以降の保育料の無料化につきましては、現在11世帯11人の児童に対して補助金を交付し、子育て支援の拡充を図っておりますが、今後も対象者が見込まれることから本定例会に補正予算を提案いたしております。

次に、農業関係について申し上げます。家畜の主たる飼料作物の牧草やサイレージ用トウモロコシは、10月15日の調査では、牧草は平年並の収量となっておりますが、サイレージ用トウモロコシは天候が不安定で収穫作業がやや遅れ気味となっております。生乳生産量は、4月から10月まで5,889トンを出荷し、前年に比べ234トンの減となり、乳代は5億2,846万円で、前年に比べ1,530万円の減となっております。黒毛和牛の4月から10月までの販売頭数は159頭、販売金額は1億1,792万3,000円で、前年同期と比較して販売頭数は5頭の増であります。販売金額では215万7,000円の減となりました。

牧野関係は、生産コストの低減と酪農経営の安定を図るため、公共牧場運営事業を実施しておりますが、10月27日に下牧が完了しております。この間の入牧延べ頭数は6万3,015頭で、前年に比べ6,237頭の増となりました。

新規就農者対策としては、9月9日に東京都、10月11日に札幌市で開催されました「新・農業人フェア」に長万部町のブースを出展し、農業に興味がある来場者5組5名の就農相談があり、長万部町のPRや就農への情報発信を実施しております。



次に、林業関係について申し上げます。町有林一般造林事業は、平成28年度に寄付を受けた共立地区の土地に作業道新設事業として1,900メートルを実施し、この作業道を利用した地拵・植栽事業3ヘクタールを10月10日に完了しております。また、森林整備センターとの分収造林事業の豊津地区2ヘクタールの風倒木整理・地拵事業は、11月9日に完了しております。

次に、漁業関係について申し上げます。本町のホタテ貝養殖漁業での11月末現在の種苗の生育状況は、へい死・変形等が少なく比較的良好に推移しておりますが、冬から春の耳吊り時期にかけて変形・欠殻等が発生する可能性がありますので、渡島北部地区水産技術普及指導所等各関係機関と連携し、調査を行う予定となっております。また、成貝は11月下旬より水揚げが順調に開始されており、こちらもへい死・変形等が少なく比較的良好に成育しております。

本年の秋鮭漁は、11月22日現在、漁獲量は378トンで、前年に比べ102トンの減となっておりますが、漁獲金額は3億2,401万円で、前年に比べ8,933万円の増収となっております。

次に、商工観光関係について申し上げます。中小企業の業況は緩やかに改善しておりますが、原材料価格の上昇や人手不足への懸念など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、中小企業の健全育成と経営安定のため、国や道の様々な金融支援に対し、関係機関と連携し、町としての認定窓口等の設置を行っております。

次に、本年度上期の観光客入り込み数は、昨年 of 北海道新幹線開業効果が薄れたことに伴い減少し、毛がにまつり来場者が過去最高を記録したため、7月は増加しましたが、9月末まで前年度を下回る状況で、上期全体としては、前年度に比べ4.5パーセント減少して約30万1,000人となっております。

また、観光客誘致事業として、札幌市で開催されましたサッポロビアガーデンふるさとPRステージや、オータムフェスト2017に参加したほか、東京都葛飾区で10月27日から29日に開催された第33回葛飾区産業フェアへ昨年に引き続き出展し、長万部町の観光PRならびに特産品の販売を行いました。これらのイベントには、町のキャラクター「まんべくん」も参加し、誘客効果を高めました。

次に、労政関係について申し上げます。本年度も季節労働者の労働環境向上のため、渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会を中心として、雇用相談や求人情報の提供、技能研修などを通して、通年雇用に向けた支援を行っております。

次に、消費者相談関係について申し上げます。近年、悪質商法や訪問押し買い詐欺、料金不正請求など次々と新しい手口による消費者問題が多く発生しており、消費者の安全確保についての苦情相談など、住民に対して必要な情報収集や提供を行うため「消費生活相談員」を配置するとともに、今年度から全国消費者生活情報ネットワークを活用して、全国の最新苦情相談情報を収集しております。今後、ますます巧妙化する手口への対応が必要とされる中、被害防止講座の開催、関連する部署間の情報交換や町広報での消費者の安全確保に関する情報周知を継続して行い、住民の消費者生活被害予防に努めてまいります。

次に、建設関係について申し上げます。土木事業では、町道中山大通線外舗装補修工事および町道駅前通線側溝取替工事について、工期内の11月17日に完成しております。町道新開線外側溝取替工事につきましては、12月中旬までの工期で施工中であります。また、橋梁長寿命化修繕工事の一環として実施している橋梁点検調査業務委託につきましても、12月下旬までの工期で実施中であります。除雪関係では、協同組合長万部町建設協会と11月13日に委託契約を締結し、町

道や公共施設等の除雪作業を実施してまいります。

建築事業では、町営住宅中部団地安全柵修理工事につきましては、工期内の10月16日に完成しております。その他、公共施設や町営住宅の修繕工事は計画的に実施しておりますが、町営住宅設備につきまして、老朽化の進行や落雷による通報装置等の故障など修繕が頻発し、これに伴う修理費等の不足を補うべく、本定例会に補正予算を提案いたしております。

公園事業では、今年度の長万部公園キャンプ場の利用は10月31日で終了いたしました。キャンプ場利用者は2,873人で、昨年度に比べ5.2%の増となっております。バンガロー利用棟数は261棟で、昨年度に比べ5.8%の減となっております。また、あやめ公園パークゴルフ場の利用は11月5日で終了いたしました。パークゴルフ場利用者は6,036人で、昨年度に比べ0.2%の増となっております。

次に、ガス事業について申し上げます。ガス本支管改良工事の本通線工区は10月31日、長万部線工区および中山大通線工区は11月20日に完了しております。

次に、水道事業について申し上げます。道道長万部公園線改良工事に伴う配水管移設工事および長万部地区1号配水池改修工事は、11月30日に完了しております。

次に、病院事業について申し上げます。病院内防火設備設置工事として実施するスプリンクラーの設置を、平成30年3月26日までの工期で施工中であります。

次に、教育関係について申し上げます。長万部中学校の水道を直接給水方式に変更する給水管改修修繕工事につきましては、平成30年3月20日までの工期で、12月1日に施工業者と契約を締結しております。

次に、消防関係について申し上げます。今年11月末日現在の火災発生件数は5件、救急件数は305件で、うちドクターヘリでの搬送は5件となっており、昨年より火災が1件、救急が67件増加しております。火災予防の事業では、秋の全道火災予防運動期間中に、介護施設や旅館、大型店舗など、不特定多数の方が出入りする施設の防火査察、女性消防団員による街頭啓発や防火訪問、各地域の分団による防火広報を実施いたしました。

救急関係の事業では、長万部高校のインターンシップ研修生5名に対し普通救命講習を実施したほか、9月9日の「救急の日」に上級救命講習を開講し、5名の方が修了されました。

消防団の事業については、11月15日に消防団員の部長・班長を対象とした中級幹部講習を実施し「緊急自動車の法令と実務」について講習を行いました。

大型水槽車整備事業の進捗状況については、11月17日に受注業者の工場に消防車のベースとなる新型の車両が入庫となり、現在、大型水槽や小型ポンプ等の架装が始まっております。2月に中間検査を行い、納期の3月20日には納車される予定となっております。

終わりに、本定例会に提案した議案は、条例の一部改正および各会計補正予算の、合わせて11件となっております。議案上程の都度、担当説明員から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、行政報告を終わります。

3件訂正お願いいたします。5頁の6行目「中学生」と申しましたけれども「中学3年生」に訂正お願いいたします。7頁の7行目「10月11日」と申しあげましたが、「11月11日」の誤りでした。訂正お願いいたします。9頁の12行目「橋梁長寿命化修繕工事」と申しあげましたけれども、「橋梁長寿命化修繕事業」に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上で行政報告を終わります。

---

## ◎議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（辻義雄） 日程第4、議案第1号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第1号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

この度の改正は、人事院規則の一部改正に伴い、再度の育児休業をすることができる特別の事情の追加や、非常勤職員の育児休業について、子が2歳に達するまで再延長を可能とする規定の追加などであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第2条は、育児休業をすることができない職員で、第3号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を、「以下」に改め、「いう。」の次に「(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」を加えます。これは非常勤職員について、子が2歳に達するまで育児休業を可能とする第2条の4の条文追加に伴い、育児休業をすることができない職員以外の職員についての要件を整理するものであります。第2条の3は、育児休業法第2条第1項の条例で定める日であります。

2頁をご覧ください。第2号中「この条」の次に「及び次条」を加え、第2条の4の追加に伴う文言整理を行い、第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加えます。(育児休業法第2条第1項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合)第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して、その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

1号、当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合。

2号、当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合。これは、1歳6か月を超え2歳に達するまでの子を、育児休業の対象とする規定の追加であります。

3頁をご覧ください。第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加えます。これは、育児休業の再度の取得ができる特別の事情として、就学前の子どもの保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行って

いるが入所できない場合および1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する場合を追加するものであります。

4頁をご覧ください。第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えます。これは、育児休業の再度の延長ができる特別の事情として、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが入所できない場合を追加するものであります。第9条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えます。これは、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情として、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが入所できない場合の規定の追加であります。

5頁をご覧ください。附則として、この条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上が、ただいま上程されました議案第1号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## ◎議案第2号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（辻義雄） 日程第5、議案第2号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第2号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

この度の改正は、平成29年人事院勧告に伴い、期末手当の支給割合を改めるものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、平成29年度に係るもので、第3条は手当で、第3項中12月に支給する期末手当の支給割合、100分の222.5を100分の232.5に100分の10引き上げるものであります。

2頁をご覧ください。第2条関係は平成30年度にかかるもので、第3条は手当で、6月に支給

する期末手当の支給割合、100分の207.5を100分の212.5に、12月に支給する期末手当の支給割合100分の232.5を100分の227.5とし、一般職員の期末勤勉手当の6月期および12月期の支給率と同様にします。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成29年12月期支給の期末手当から適用する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するものであり、既に支払われた期末手当は、改正後の内払であることを規定しております。

以上が、ただいま上程されました議案第2号、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（辻義雄） 日程第6、議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

この度の改正は、平成29年人事院勧告に伴うもので、改正する主な内容は、給料表の改定、勤勉手当の支給割合の改定等であります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、ご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、平成29年度に適用となる事項であります。第15条の4は勤勉手当で、第2項第1号中100分の85を、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95に改め、100分の10引き上げるものであります。第2号は、再任用職員の勤勉手当で、100分の40を、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45に改め、100分の5引き上げるものであります。

附則第29項は、55歳を超える職員の勤勉手当1.5%削減について、手当の6月期と12月期の支給割合が変更されることに伴い、乗ずる係数を整理するものであります。3頁から5頁は別表第1で行政職給料表、6頁から8頁は別表第2で、医療職給料表であります。

9頁をご覧ください。

第2条関係の新旧対照表で、平成30年度以降に適用となる事項であります。第15条は期末手当で、55歳を超える職員の1.5%削減措置が、平成30年3月31日をもって廃止となることから、同条第1項中、及び附則第26項第4号を削り、同条第4項中、附則第26条第4号において同じ、を削除いたします。第15条の4は勤勉手当で、第15条の期末手当と同様に、55歳を超える職員の1.5%削減措置が、平成30年3月31日をもって廃止となることから、同条第1項中、及び附則第26項第5号を削ります。

10頁をご覧ください。

同条第2項第1号中、及び附則第26項第5号を削り、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95を100分の90に改め、6月期と12月期の支給割合の変更を行うものであります。第2号は、再任用職員の勤勉手当で、6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45を100分の42.5とし、同様に支給割合の変更を行うものであります。

附則第1条は、施行期日等で、この条例は公布の日から施行するもので、第2条の改正規定および附則第3条の規定については、平成30年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用するものであります。

11頁をご覧ください。

第2条は、給与の内払いで、既に支払われた給与は、改正後の給与の内払であることを規定しております。

第3条は、平成30年4月1日における号俸の調整で、平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において昇給が抑制された職員の平成30年4月1日における号俸を、1号俸上位の号俸とする規定であります。

第4条は規則への委任で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しております。

以上が、ただいま上程されました、議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。ありませんか。

高森議員。

○議員（4番 高森功治） この条例を改正して、大体どれくらいの賃金の増加というのが見込まれるかお聞きします。

○議長（辻義雄） 本前総務課長。

○総務課長（本前武広） 一般会計の数字であります。給料で94万2,000円、期末勤勉手当で175万6,000円、共済費で258万3,000円の増となりまして、合計で528万1,000円の増額となります。

○議長（辻義雄） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第4号 長万部町火葬場設置条例の一部を改正する条例

---

○議長（辻義雄） 日程第7、議案第4号長万部町火葬場設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里町民課長。

○町民課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第4号長万部町火葬場設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、火葬場改修に伴い施設使用の費用対効果等を考慮し、火葬場使用料を見直すものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文で、右欄が現行条文で、下線部分が改正する内容であります。

別表（第3条関係）中の、種別、12歳以上の項、町内の欄中「12,000円」を「15,000円」に、町外「18,000円」を「30,000円」に改め、12歳未満の項、町内「7,200円」を「9,000円」に、町外「10,800円」を「18,000円」に改め、死産及び肢体の一部の項、町内の欄中、「3,600円」を「4,500円」に、町外「6,000円」を「9,000円」に改め、胞衣の項、町内の欄中、「1,200円」を「1,500円」に、同じく町外「2,400円」を「3,000円」に改めるものでございます。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

以上が、ただいま上程されました、議案第4号長万部町火葬場設置条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第5号 平成29年度長万部町一般会計補正予算（第9号）

---

○議長（辻義雄） 日程第8、議案第5号平成29年度長万部町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第5号平成29年度長万部町一般会計補

正予算（第9号）について、その内容をご説明いたします。

今回補正する主なものは、人事院勧告および会計科目間異動に伴う職員給与費の整理と、冬期福祉給付金の追加などで、歳入歳出にそれぞれ4,051万8,000円を追加し、補正後の予算総額を51億5,399万円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

はじめに、人件費からご説明いたします。

歳出の内訳中ほどに、人件費として給料、職員手当等、共済費を別枠で記載しており、1頁の議会費から2頁の教育費まで計上しております。

2頁の歳出合計額をご覧ください。

給与費総額でご説明いたします。給与費全体では、320万1,000円の追加であります。内訳として、給料は、人事院勧告に伴う増額があるものの、休職者の給料を整理し、75万3,000円の減額であります。職員手当等は、人事院勧告に伴う勤勉手当の増額のほか、転院搬送などの増加による時間外勤務手当を計上し、187万6,000円の追加であります。共済費は、人事院勧告に伴う増額により207万8,000円の追加で、人件費は合計320万1,000円の追加となります。

次に、人件費以外についてご説明いたします。1頁にお戻りください。

総務費は246万1,000円の追加であります。企画費、報酬16万9,000円の追加は、長万部まちづくり推進会議委員の報酬で、部会の開催回数増に伴い追加計上するものであります。負担金・補助及び交付金28万8,000円の追加は、地域間幹線系統維持費補助で、函館長万部線、瀬棚線のバス路線維持に係る赤字補填分であります。

歳入では、17繰入金、生活交通確保対策基金繰入金で、歳出同額の28万8,000円を計上いたしました。

電子計算費、委託料は203万1,000円の追加で、内訳は、番号制度システム改修委託が165万3,000円の追加で、総務省関連システムのデータ標準レイアウト改版に伴う既存システムの改修費、基幹系システム改修委託が37万8,000円の追加で、札幌・北海・小樽の3信金合併に伴うシステム改修費用であります。

歳入では、13国庫支出金、総務費国庫補助金、番号制度システム整備事業で165万2,000円を計上いたしました。

ガス・温泉管理費、公課費3万4,000円は、天然ガスコージェネに係る石油石炭税の追加であります。

民生費は、1,283万4,000円の追加であります。

社会福祉総務費、負担金・補助及び交付金30万円は、対象者の増による多子世帯保育料等軽減補助の追加であります。扶助費200万円の追加は冬期福祉給付金で、本格的な冬に向かい、高齢者や障害者等で低所得の状況にある方々に、灯油購入費等の一部を助成するものであります。対象者は、満75歳以上の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、準要保護世帯で、1世帯5,000円とし、400世帯分を計上いたしました。繰入金77万2,000円の追加は、国民健康保険



特別会計繰出金で、人事異動および人事院勧告に伴う人件費分を整理いたしました。

福祉センター費、工事請負費 325万9,000円の追加は、電灯幹線改修工事及び非常用照明不良交換工事で、電気工作物点検および特殊建築物定期調査で、絶縁不良による漏電の恐れなどが指摘されたことから、改修等に係る費用を計上するものであります。

老人福祉費、繰出金 94万4,000円の追加は、介護保険特別会計繰出金で、介護保険システムの改修および人事院勧告に伴う影響額を整理いたしました。

心身障害者特別対策費、委託料は 29万2,000円の追加で、制度改正に伴う障害者自立支援システム改修委託の追加であります。

歳入では、13国庫支出金、民生費国庫補助金、障害者総合支援事業で 44万2,000円を計上いたしました。

児童措置費、需用費は 17万3,000円の追加で、保育料納付書および窓空き封筒の印刷費。委託料 226万8,000円の追加は子ども・子育て支援システム導入委託で、子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、利用の承認、保育料の算定、児童台帳の整備、施設型給付費の計算など、データ処理を行うためのシステムを導入するものであります。償還金・利子及び割引料は 203万1,000円の追加で、内訳は、子ども・子育て支援交付金返還金が 107万9,000円の追加で、保育緊急確保事業再確定および子ども・子育て支援交付金額確定に伴う返還金、児童手当返還金が 95万2,000円の追加で、児童手当に係る国庫負担金返還金であります。

衛生費は、867万3,000円の追加であります。

環境衛生費、需用費 81万2,000円の追加は、内訳が被服費が 8万円、消耗品費が 43万2,000円、印刷費が 30万円、備品購入費は 755万5,000円の追加で、いずれも葬斎場の改修に伴う関連費用の計上であります。

上水道費、繰出金 3万2,000円の追加は、水道事業会計繰出金で、児童手当拠出金分であります。

農林水産業費は 1,347万2,000円の追加であります。

公共牧場管理運営費、委託料は 222万8,000円の追加で、草地維持管理に係る肥料費、給水ポンプ等施設管理費、トラクター等車両管理費の増による追加計上であります。

歳入では、12使用料及び手数料、農林水産使用料、公共牧場使用料で、74万8,000円を計上いたしました。

漁業振興設備等整備事業費、負担金・補助及び交付金は 1,080万円の追加で、内訳は、ホッキ貝噴流式捕獲機導入補助が 580万円の追加で機器 4台分、ホタテ貝養殖施設強靱化対策事業補助が 500万円の追加で養殖施設 12基分で、いずれも事業主体である長万部漁業協同組合に補助するものであります。

歳入では、14道支出金、農林水産業費道補助金、漁業振興設備等整備事業で、歳出同額の 1,080万円を計上いたしました。

2頁をご覧ください。

土木費は、120万9,000円の減額であります。

公共下水道費、繰出金456万7,000円の減額は公共下水道事業特別会計繰出金で、人事異動による人件費と前年度繰越金を整理するものであります。

住宅管理費、需用費225万円の追加は住宅修理費で、修理箇所を増による追加、工事請負費138万6,000円の追加は9月18日に発生した落雷により故障した、はまなす第3団地自動火災報知設備交換工事であります。

消防費は、187万4,000円の追加であります。

常備消防費、旅費30万6,000円の追加は、普通旅費が15万6,000円の追加で転院搬送件数の増によるもの、研修旅費が15万円の追加で、消防大学校上級幹部科入校に係る旅費であります。負担金・補助及び交付金7万3,000円の追加は、消防大学校受講料であります。

非常備消防費、報酬1万円の追加は、消防団員の昇格に伴う年報酬、旅費6万7,000円の追加は、東京で開催される自治体消防制度70周年記念式典参加に係る普通旅費であります。

教育費は、213万円の追加であります。

中学校費・学校管理費、需用費は131万9,000円の追加で、内訳は、備品修理費が68万9,000円の追加で、スクールバスの修理費用、校舎等修理費が20万3,000円の追加で、暖房用ボイラーの修理費用、住宅等修理費が42万7,000円の追加で、教員住宅の給湯ボイラーの交換修理費用であります。

学習文化センター施設費、工事請負費40万4,000円の追加は非常用照明不良交換工事で、特殊建築物定期調査で指摘を受けたバッテリー等の取替交換工事であります。

保健体育総務費、旅費は9万円の追加で、東京で開催されるB&G指導員研修会参加の普通旅費であります。

諸支出金、ガス事業費、繰出金は9,000円の減額で、基礎年金拠出金の基準額変更によるものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。1頁にお戻りください。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

17繰入金、財政調整基金繰入金2,658万8,000円の追加は、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、12億3,307万3,000円となります。

以上がただいま上程されました、平成29年度長万部町一般会計補正予算（第9号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**○議長（辻義雄）** これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。

はじめに議会費、6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議会費を終わります。

次に総務費、6頁から7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

総務費を終わります。

次に民生費、7頁から8頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

民生費を終わります。

次に衛生費、9頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

衛生費を終わります。

次に農林水産業費、10頁から11頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

農林水産業費を終わります。

次に商工費、11頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

商工費を終わります。

次に土木費、12頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

土木費を終わります。

次に消防費、13頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

消防費を終わります。

次に教育費、13頁から15頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

教育費を終わります。

次に諸支出金、15頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

諸支出金を終わります。

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。

はじめに使用料及び手数料、4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

使用料及び手数料を終わります。

次に国庫支出金、4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

国庫支出金を終わります。

次に道支出金、4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

道支出金を終わります。

次に繰入金、5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

繰入金を終わります。

以上で歳入を終わります。

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

11時15分まで休憩します。

11時02分 休憩

11時15分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議案第6号 平成29年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

---

○議長（辻義雄） 日程第9、議案第6号平成29年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里町民課長。

○町民課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第6号平成29年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動および人事院勧告に伴う人件費関係、併せて療養給付費等交付金の精算に伴う返還金が主な補正の内容であります。歳入歳出からそれぞれ913万6,000円を増額し、補正後の予算総額を10億9,881万2,000円とするものでございます。内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により歳出からご説明いたします。

総務費は52万円の追加ですが、内訳としまして一般管理費、給料は68万2,000円の増、職員手当等は38万2,000円の減、共済費は3万6,000円の増で、人事異動および人事院勧告に伴う人件費の増減であります。また、委託料4万6,000円の増、備品購入費13万8,000円の増は、新国保総合システム等業務端末機器導入に伴うものでございます。

諸支出金は861万6,000円の追加で、社保加入等に伴う一般被保険者保険税還付金で20万円、退職者医療療養給付費等交付金および特定健診負担金の精算による償還金としまして841万6,000円でございます。

次に歳入についてご説明いたします。

国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税20万円の追加は、内訳としまして医療給付費分滞納繰越分10万円、後期高齢者支援金分滞納繰越分7万円、介護納付金分滞納繰越分3万円の増額でございます。

国庫支出金は783万4,000円の追加で、特別調整交付金の増額でございます。

療養給付費等交付金は76万6,000円の追加で、過年度分交付金追加交付に伴う増額であります。繰入金、一般会計繰入金33万6,000円の追加は、一般会計からの職員人件費繰出金に係る増額でございます。

以上が、議案第6号平成29年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案内容であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。3頁から5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。  
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。  
これより直ちに本案を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第7号 平成29年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）

---

○議長（辻義雄） 日程第10、議案第7号平成29年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

豊嶋保健福祉課長。

○保健福祉課長（豊嶋慎一） ただいま上程されました、議案第7号平成29年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）の予算内容についてご説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動および人事院勧告に伴う人件費と介護保険制度改正に伴うシステム改修費用による補正で、歳入歳出にそれぞれ140万4,000円を追加し、補正後の予算総額を7億7,899万7,000円とするものであります。

内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により歳出からご説明いたします。

総務費は、192万7,000円の追加であります。

内訳は、一般管理費、給料2万円、職員手当等27万3千円、共済費23万円は、それぞれ人事異動および人事院勧告に伴う人件費の増額で、委託料140万4,000円は、制度改正に伴うシステム改修事業委託費の追加であります。

歳入では、国庫支出金、事業費補助金、介護保険事業費補助金でシステム改修に伴う補助基準額の2分の1の46万円を計上いたしました。

地域支援事業費は、52万3,000円の減額であります。包括的支援・任意事業費、給料16万7,000円、職員手当等21万6,000円、共済費14万円は、それぞれ人事異動および人事院勧告に伴う人件費の減であります。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

繰入金的一般会計繰入金、その他一般会計繰入金は、94万4,000円の追加で、介護保険システム改修に伴うものであります。

以上が、ただいま上程されました、平成29年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4頁から5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。  
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎議案第 8 号 平成 2 9 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

---

○議長（辻義雄） 日程第 1 1、議案第 8 号平成 2 9 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤水道ガス課長。

○水道ガス課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第 8 号平成 2 9 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容について、ご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ 1 5 万 8, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額を 3 億 3, 3 4 3 万 7, 0 0 0 円とするものであります。

はじめに、歳出からご説明いたします。

下水道費 1 5 万 8, 0 0 0 円の追加であります。

内訳では、一般管理費の給料 1 万 6, 0 0 0 円の追加、職員手当等 1 1 万 6, 0 0 0 円の追加、共済費 2 万 6, 0 0 0 円の追加は、給与改定により追加するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

はじめに、繰入金 4 5 6 万 7, 0 0 0 円の減額であります。

内訳の、一般会計繰入金 4 5 6 万 7, 0 0 0 円の減額は、歳入歳出の補正に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、繰越金 4 7 2 万 5, 0 0 0 円の追加は、前年度の繰越金を追加するものであります。

以上が、平成 2 9 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。  
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎議案第9号 平成29年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）

---

○議長（辻義雄） 日程第12、議案第9号平成29年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤水道ガス課長。

○水道ガス課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第9号平成29年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容について、ご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております、概要によりご説明いたします。今回の補正は、収益的収入及び支出の補正であります。

はじめに、支出から説明いたします。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費に18万4,000円を追加し、補正後の支出予定額を1億2,752万4,000円に改めるものであります。

内訳では、製造費の給料5万9,000円の減額、手当10万円の追加、賞与引当金繰入額1万8,000円の減額、法定福利費5万円の追加、退職給付費9,000円の減額は、給与改定および人事異動により、それぞれ追加、減額するものであります。

供給販売費の給料1万6,000円の追加、手当6万9,000円の追加、賞与引当金繰入額3万1,000円の追加、法定福利費2,000円の追加、退職給付費2,000円の追加は、給与改定により、追加するものであります。

次に、収入になります。

収入のガス事業収益から9,000円を減額し、補正後の収入予定額を1億1,750万1,000円に改めるものであります。

内訳では、その他特別利益の一般会計補助金9,000円の減額は、補助金に係る一般会計繰出基準額の変更により減額するものであります。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。

第2条の収益的収入及び支出は、概要で説明いたしましたので省略させていただきます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、この経費は職員給与費の合計で、今回の補正に伴い、予算第8条中「2,677万円」を「2,695万4,000円」に改めるものです。

第4条は、他会計からの補助金の変更で、一般会計繰出基準額の変更に伴い、予算第9条中、一般会計補助金の基礎年金拠出金に係る公的負担分、変更前「91万7,000円」を、変更後「90万8,000円」に改めるものであります。

以上が、平成29年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費および第4条、他会計からの補助金を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。  
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第10号 平成29年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）

---

○議長（辻義雄） 日程第13、議案第10号平成29年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤水道ガス課長。

○水道ガス課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第10号平成29年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）の内容について、ご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正であります。

はじめに、支出から説明いたします。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費に39万4,000円を追加し、補正後の支出予定額を1億6,684万4,000円に改めるものであります。

内訳では、原水費の給料5,000円の追加、手当4万円の追加、賞与引当金繰入額1万9,000円の追加、法定福利費2,000円の追加は、給与改定により追加するものであります。

配水費の、給料1万2,000円の追加、手当15万円の追加、賞与引当金繰入額3万円の追加、法定福利費1万1,000円の追加は、給与改定および扶養手当の変更により追加するものであります。

業務費の、給料1万6,000円の追加、手当7万5,000円の追加、賞与引当金繰入額9,000円の追加、法定福利費1,000円の追加は、給与改定により追加するものであります。

総係費の、退職給付費6,000円の追加は、人件費の変更により追加するものであります。

次に、収入になります。

収入の水道事業収益に3万2,000円を追加し、補正後の収入予定額を1億6,713万2,000円に改めるものであります。



内訳では、他会計補助金の一般会計補助金3万2,000円の追加は、児童手当額の変更により、追加するものであります。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。

第2条の収益的収入及び支出は、概要で説明いたしましたので省略いたします。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、この経費は職員給与費の合計で、今回の補正に伴い、予算第7条中「2,847万円」を「2,886万4,000円」に改めるものです。

第4条は、他会計からの補助金の変更で、予算第8条中、一般会計補助金の児童手当分、変更前「36万円」を、変更後「39万2,000円」に改めるものであります。

以上が、平成29年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

失礼しました。原水費の法定福利費ですけれども、「2万円」の追加に訂正いたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費および第4条、他会計からの補助金を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第11号 平成29年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）

---

○議長（辻義雄） 日程第14、議案第11号平成29年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田辺病院事務長。

○病院事務長（田辺知行） ただいま上程されました、議案第11号平成29年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）の内容についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出での、支出の補正であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の病院事業費用に893万5,000円を追加し、補正後の支出予定額を6億6,142万5,000円に改めるものであります。内訳は医業費用893万5,000円の追加で、

平成29年度人事院勧告に伴う給与改定によるものと、常勤医師の勤務軽減のための嘱託医師の採用にかかる賃金であります。

次に、補正予算書の1頁目をご覧ください。

第2条の収益的収入及び支出は、概要でご説明いたしましたので省略させていただきます。

第3条は、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を改めるもので、給与費を893万5,000円追加することから、給与費の予定額を4億3,996万8,000円に改めるものであります。

以上がただいま上程されました、平成29年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）の内容であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## ◎休会の決定

---

○議長（辻義雄） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会し、さらに議案等調査のため12月13日および14日の2日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって12月13日および14日の2日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は12月15日午前10時から再開いたしますのでご承知おき願います。

---

## ◎散会宣告

---

○議長（辻義雄） 本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。

11時36分 散会

---